

【重要】指定ごみ袋について（大崎圏域住民の皆様へ）

中東情勢の影響を受け、全国的に原材料（石油化学製品）の調達が不安定な状況にあります。これに伴い、本組合におきましても、各販売店様へ安定的に指定ごみ袋を供給することが困難となっております。圏域住民の皆様におかれましては過度なご購入を控えて頂きますとともに、もし指定ごみ袋が購入できない場合は以下のようにご対応を頂きますようお願いいたします。

指定ごみ袋を購入できない場合は、中身が見える市販の透明・半透明の袋（30L～45Lサイズに限る）でご家庭のごみを出すことができます。

実施期間：4月20日(月)から5月19日(火)までの**1か月間に限定**

使用できる袋：中身が見える市販の透明・半透明の袋（30L～45Lサイズに限る）

燃やせるごみ：袋に「燃やせるごみ」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒収集しません



プラスチック：袋に「プラスチック」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒収集しません



✓ 30L～45L以外の袋は不可

✓ 他自治体の指定ごみ袋は不可

✓ 持ち手の有無はどちらでも可（中身が出ないようにしっかり縛ること）

問い合わせ先：大崎地域広域行政事務組合 業務課（電話番号：0229-25-8867）